

第七十五回 参議院文教委員会會議録第一二号

昭和五十年二月十八日(火曜日) 午前十時六分開会

委員の異動

十二月二十八日

片岡 勝治君
安永 英雄君

補欠選任
柏谷 照美君
秋山 長造君

一月三十日

矢原 秀男君

補欠選任
藤原 房雄君

二月十二日

藤原 房雄君

補欠選任
矢原 秀男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

内藤三郎君

委員

山東 昭子君
志村 愛子君
高橋 蒼富君
藤井 丙午君
宮田 輝君
最上 進君
柏谷 照美君
内田 善利君
矢原 秀男君
小巻 敏雄君
中沢伊登子君

國務大臣

文部 大臣

永井 道雄君

政府委員

文部 政務次官	山崎平八郎君
文部 大臣官房長	清水 成之君
文部 大臣官房会 計課長	宮地 貫一君
文部 省初等中等 教育局長	安嶋 彌君
文部 省大学局長	井内慶次郎君
文部 省学術国際 局長	木田 宏君
文部 省社会教育 局長	安養寺重夫君
文部 省体育局長	諸沢 正道君
文部 省管理局長	今村 武俊君
文化 庁次長	内山 正君
事務局側 常任委員会専門 員	瀧 嘉衛君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○教育、文化及び學術に関する調査
(文教行政の基本施策に関する件)

(昭和五十年度文部省関係予算に関する件)

○委員長(内藤三郎君) ただいまから文教委員
会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い、本委員会の理事が一名欠員
になっておりますので、ただいまから補欠選任を
行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長
の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ご
ざいませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、理事に久保亘君を指名いたします。

○委員長(内藤三郎君) 教育、文化及び學術に
関する調査を議題といたします。

まず、文教行政の基本施策について文部大臣か
ら所信を聴取いたします。永井文部大臣。
○國務大臣(永井道雄君) 第七十五回國會におき
まして、文教各般の問題を御審議いただくに当た
り、所信の一端を申し上げます。

わが国は、最近における経済社会の急激な変化
と国際交流の著しい進展の中において、厳しい資
源的制約のもとに、さらに発展を続け、民主的社
会を建設し、国民福祉の一層の向上を実現し、世
界の繁栄と平和に貢献しなければなりません。そ
のためには、将来の日本を担う人づくりの根幹と
なる教育の役割りはきわめて重要なものとなって
おります。

私は、先人の努力と業績を継承しつつ、日本の
伝統を尊重し未来を切り開く創造力に富み、二十
一世紀を目指して国際社会において人類の連帯を
進める日本人の育成を期して、教育・學術・文化
の刷新充実に努めたいと思つて、私は、対話と
協調を基本とし、学ぶもの、教えるもの、それぞ
れの自主性と個性を尊重しながら、広く国民の合
意の上に文教施策を積極的に推進してまいりたい
と存じます。

国民の教育、特に学習に励む児童、生徒、学生
の立場に身を置いて考えるとき、教育の場に政争
を持ち込むようなことがあってはならないこと
は、申すまでもありません。また、わが国教育に
おいて、学校数の増大とともに教育の内容の充実
を図ることが緊急の課題であります。それに
は、いかにして受験体制の過熱化の現状の改善を
図るかという課題に取り組まなければなりません。
このための総合的、多角的な検討を行いつつ、
教育政策を進めるべきであると考えます。

このような考えに基づき、以下当面する文教行
政の諸問題について申し上げます。

第一は、初等中等教育の改善充実についてであ
ります。

学校教育の成果は、究極において、それに携わ
る個々の教員の資質と意欲のいかんにかかってい
ると言っても過言ではありません。教育界にすぐ
れた人材を得て、その情熱を安んじて教育に傾注
していただけるような条件を整備することがな
よりも大切であります。このため、昨年の通常國
会で制定されたいわゆる人材確保法に基づいて、
昭和五十年度も引き続き教員給与の改善を行い、
その計画的実現を図ることといたしております。

また、小・中・高等学校等の学級編制及び教職
員定数の改善については、昭和四十九年度を初年
度とする五カ年計画に基づいてその改善を進める
とともに、教頭がその職務に専念し得るよう必要
な配慮をいたしたいと考えております。

幼稚園教育の普及充実にについては、幼児教育に
対する国民の強い要請にかんがみ、昭和五十七年
度当初までに就園を希望するすべての四、五歳児
を就園させることを目標とする幼稚園教育振興計
画を引き続き推進してまいります。特に父母の
経済的負担を軽減するための幼稚園就園奨励費に
ついては、一層の拡充を図りたいと考えておりま
す。また、心身に障害を持つ児童生徒の教育につ
いては、養護学校教育の義務制を昭和五十四年度
から実施することといたしておりますので、その
ための諸準備を中心に特殊教育の拡充整備を計画的
に進めるとともに、これら児童生徒の実態を的確
に把握し、適切な教育方法の研究を推進するな
ど、きめ細かな措置を講じてまいります所存でありま
す。

公立文教施設の整備については、児童生徒急増
地域における小・中学校校舎の整備、校地確保の
ための小・中学校用地取得費の増額、社会教育に

も利用されるよう配慮した小・中学校の屋内運動場の基準面積の改定等を行うことといたしました。が、特に建築準備については、大幅な改定を加え、地方公共団体の負担軽減を図ることといたします。

教育内容の改善については、現在、教育課程審議会に、小・中・高等学校を一貫する教育内容の精選充実について御検討をお願いしております。学校教育の過密化に対処し、児童・生徒に基本的な事項をしっかりと身につけさせ、みずから考える態度を養い、その生活をゆとりあるしかも充実したものとすることによって、学校教育のよき伝統を継承しつつその一層の発展を期しているのであります。この際、道徳性の涵養につきましても、学校教育のみならず、社会教育、家庭教育の三分野を通じて十分配慮いたしますとともに、体育については、体位の向上と体力の増強に努め、知徳体の三面にわたって調和のとれた人間形成を目指さなければならぬと考えております。

学校給食については、最近の諸物価の急騰のもとで、低廉良質な学校給食用物資の安定供給を図るため、新たに都道府県学校給食会に学校給食用物資安定供給金を設定するための助成措置を講ずるとともに、学校給食施設設備の整備、学校栄養職員員の適正配置等を促進し、学校給食の一層の普及充実を図る所存であります。

第二は、高等教育の拡充整備についてであります。高等教育については、各大学の自主的な努力を助けて、国民の期待にこたえ得る改革の実現に力を尽くしますとともに、わが国の高等教育の将来に関する長期的な計画の策定を進め、また教員大学院大学、技術科学大学院の創設準備や、放送大学の実施調査、あるいは大学院の拡充整備等の諸施策を適切に取り進めてまいりたいと存じます。

社会的要請の強い医師の養成についても、昭和五十年度に富山医科薬科大学及び島根医科大学の創設を行い、残る七県についても、創設準備等を進め、無医大県の解消を図ることといたす考えであります。

あります。また、育英奨学事業は、大学院及び私立学校の奨学金について重点的にその充実を図ることといたします。

さらに、子弟を持つ父兄の重大な関心事であります大学入学者選抜制度については、受験体制の要慮すべき現状にかんがみ、あらゆる角度からその改善に努力してまいる所存であります。

第三は、私立学校教育の振興についてであります。私立学校はわが国の学校教育において大きな地位を占め、独自の校風のもとに特色ある教育を行うことにより、多大の貢献をいたしてまいりました。このような私立学校の役割りの重要性にかんがみ、また、国・公・私立の学校間の格差是正を図るために、昭和五十年年度においても、私学振興に格段の配慮をいたしたいと存じます。

すなわち、私立大学等に対する経常費補助の大幅な増額を図るとともに、私立大学の特別な需要に対応し、その質的向上に資するための特別の助成の道を開くなどの措置を講ずることといたします。また、従来、都道府県が実施しておりました高等学校以下の私立学校に対する経常費助成に対して新たに国庫補助の道を開くことといたします。

以上のほか、日本私学振興財団を通ずる融資枠の拡大、私立学校教職員共済組合に対する助成措置の充実、学校法人に対する税制上の優遇措置の強化など私学振興に関する諸施策の一層の充実を図る所存であります。

第四は、社会教育及び体育・スポーツの振興についてであります。

これからの社会教育は、生涯教育の観点から、学校教育及び家庭教育との連携を強化し、幼児期から高齢期に至る生涯の各時期において心身の発達成熟の度合い及び学習意欲に即応して展開される必要があります。

このため社会教育活動促進の中核となる社会教育指導者について、派遣社会教育主事の充実を図るとともに、自主的な学習活動の拠点となる公民

館等の各種社会教育施設の整備に努めることといたします。なかんずく、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、学制百年記念事業の一環として構想された国立少年自然の家を昭和五十年年度に高知県の室戸に創設することとし、その他の地域にも順次計画的に整備を進めることといたしております。

このほか、国立婦人教育会館の建設、家庭教育、高齢者教育等のための各種社会教育事業の充実、社会教育関係団体に対する助成措置の拡充等を行い、社会教育の一層の振興を図る所存であります。

体育・スポーツは、心身の健全な発達と明るく豊かな国民性の形成に寄与すること大なるものがあり、国民のすべてが日常生活の中において体育・スポーツに親しめるようになるため、体育・スポーツの普及振興を図ることは、余暇利用の見地からも、当面の重要な課題となっております。

このため国民体育館を初め各種の体育・スポーツ施設の整備充実を進めるとともに、新たに都道府県にスポーツ主事を設置し、市町村の求めに応じて派遣することにより、市町村のスポーツ指導体制の充実を図ることといたします。また、青少年の体育・スポーツ活動は、単に体力を養うばかりでなく、広く人間形成の上においてもはかり知れない効果が期待されることから、新たに都道府県中学校体育大会等について国庫補助を行い、青少年の体育・スポーツ活動を一段と奨励振興することといたす考えであります。

第五は、学術の振興と教育・学術・文化の国際交流の推進についてであります。

わが国の学術研究を振興し、新たな知見の開拓と創造によって人類の進歩と発展に寄与するとともに、今日の国際社会にわが国として積極的に参加するために教育・学術・文化の国際交流を格段に推進することが必要になっております。

このため、分子科学研究所の創設など重要な基礎科学の分野における研究体制の整備を図るとともに、エネルギー、環境等人類の当面する重大な

課題に対処するための基礎的研究を推進することを重点として、所要の研究体制、研究費、研究環境等の整備充実を図ることといたします。

教育・学術・文化の国際交流については、国際協調の時代にふさわしい日本人の育成、交流事業の内容の質的向上、留学生の受け入れ体制などの整備等を主眼として、各種交流事業を推進してまいりたいと存じます。

なお、先般東京に本部が開設されました国連大学は、地球上の人類共通の研究課題を世界的な規模で扱う国際機関であり、世界の研究教育活動をわれわれの身近なものとして持つことは、まことに意義深いものであります。わが国としても引き続きこれに積極的に協力してまいる所存であります。

第六は、文化の振興についてであります。わが国が世界に誇る幾多の貴重な文化遺産を適切に保存し、広くその活用を図るとともに、これらの伝統的文化を継承しつつ新しい時代精神を反映する芸術文化を振興することは、われわれの重要な課題であります。

芸術文化の振興については、公立文化施設の整備を進めるとともに、青少年や、児童、一般人を対象とする舞台芸術巡回公演の充実等により、地方における芸術文化活動の促進と、青少年に対する芸術文化の普及に格段の努力をいたす考えであります。また国立の文化施設として第二国立劇場、国立歴史民俗博物館、演芸資料センター、国立国際美術館等についてその創設準備を着実に取り進めてまいる所存であります。

文化財の保護については、国宝・重要文化財の修理・防災及び買い上げを初めとして、史跡等の保存のための土地の公有化、環境整備などの事業を充実するとともに、開発の進行に適切に対処するため、埋蔵文化財保護対策等を強力に推進してまいる所存であります。

なお、内外の社会情勢の進展に即応し、長期的観点に立って日本文化の振興を図り、文化の国際交流を推進するため、従来の文化行政を見直し、

文化行政の長期総合計画を策定することを検討してまいりたいと考えております。

以上、文教行政の当面する諸問題について所信の一端を申し述べましたが、わが国の教育・学術・文化の振興のため、文教委員各位の御協力と御支援を得て、微力を尽くして取り組んでまいり所存でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(内藤善三郎君) 引き続き、昭和五十年年度文部省関係予算について説明を聴取いたします。永井文部大臣。

○國務大臣(永井達雄君) 昭和五十年年度文部省所管予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、文部省所管の一般会計予算額は二兆四千三百五十九億九千九百九十九万円、国立学校特別会計の予算額は七千二百三十九億九千四百三十万円でありまして、その純計額は二兆五千六百六十四億七千八百一十一万円となっております。

この純計額を昭和四十九年度の当初予算額と比較いたしますと、六千六百九十八億三千三百九十三万円の増額となり、その増加率は、三五・三％(一般会計予算額の増加率は、二五・五％)となっております。

以下、昭和五十年年度予算において取り上げました主要な事項について御説明申し上げます。

第一は、初等中等教育の充実に関する経費であります。

まず、教員の給与改善につきましては、教育界にすぐれた人材を確保するため、根本的改善を図る措置として、四十八年度において義務教育教員の給与の一〇％相当額の引き上げの措置を講じ、四十九年度においても同様の措置を講じました。が、五十年年度においては、四十九年度の第二次改善措置の平年度化のほか、さらに第三次改善分として五〇％相当額の一カ月分の財源措置を講ずることとし、計八百十六億円を計上いたしました。なお、この第三次改善をもちまして教員給与の計画的改善を完結させることといたしました。

義務教育諸学校の教職員定数につきましては、四十九年度を初年度とする第四次の教職員定数改善五カ年計画に基づく定数の増を行うとともに、教頭職の法律化に伴う教員定数の増についても配慮し、これにいわゆる自然増及び特殊学級の増設に伴う増員等を合わせて一万六千二百二十三人の増員に必要な経費を計上いたしました。

次に、教材につきましては、義務教育諸学校の教材について引き続き年次計画による充実を図るとともに、学級当たりの単価の改定を行うこととし、また、義務教育教科書につきましても、五十年年度前期用教科書から購入価格を三三％引き上げるのに必要な経費を計上いたしました。

次に、公立文教施設の整備につきましては、児童生徒急増地域の小・中学校校舎の新増築事業に力点を置くとともに、屋内運動場の補助基準面積についても、学校教育以外の社会教育、社会体育等の諸活動にも十分利用できるよう、補助基準面積の改定を行うことといたしました。また、建築単価につきましては、超過負担の解消及び最近における物価上昇を織り込み、三二％の引き上げを行うことといたしております。なお、児童生徒急増市町村の小・中学校建設用地の確保を促進するため、用地取得費補助金の単価を引き上げるとともに、交付率の引き上げを図ることとしております。これらの施策に要する補助金として、四十九年度に対し、三七・三％増の二千七百四十四億円を計上いたしました。

公害対策につきましても、大気汚染地域及び市街地域の公立小・中学校に引き続き健康増進特別事業及び学校環境緑化事業を推進することといたしております。

次に、学校給食の整備充実につきましては、最近における物価の上昇に対処し、低廉、良質な学校給食用物資の安定的供給に資するため、新たに学校給食用物資安定供給対策特別事業を実施するための経費十二億五千万円を計上することとしたほか、給食施設設備整備の補助単価の引き上げ等を行うことといたしました。

次に、定時制及び通信制の教育の充実につきましては、新入学者に対して合宿による修学指導を行う経費を新たに計上するとともに、定時制課程について教科書の給与を三年次生まで拡大し、修学奨励費を二年次生まで拡大することといたしました。

次に、特殊教育の振興につきましては、前年度に引き続き、年次計画による養護学校及び特殊学級の増設を推進することとし、特に養護学校については、五十四年度からの義務制実施に備えて、都道府県、市町村等に設置する就学指導委員会を拡充するとともに、重度・重複障害児のための訪問指導員及び介助職員を増員、特殊教育就学奨励費及び特殊教育設備整備の拡充等を行うことといたしました。

次に、幼稚園教育の振興につきましては、引き続き公私立幼稚園の増設を計画的に進めるとともに、施設整備の補助単価の引き上げを図るとともに、父兄の経済的な負担を軽減し、幼稚園教育の普及に資するため、幼稚園就園奨励費補助を拡充いたしました。

以上のほか、準要保護児童生徒に対する新入児童生徒特別援助事業措置の計上等就学援助の強化、教育課程の改善、理科教育及び産業教育の振興、教員の海外派遣等各般の施策につきましても、引き続き所要の経費を計上いたしました。

第二は、高等教育の整備に関する経費であります。

まず、高等教育改革の推進についてであります。放送大学(仮称)につきましては、新たに教育方法についての各種の実験を行うなど実施のための調査をさらに前進させることとしております。また、教員大学院及び技術科学大学院(仮称)の創設準備等をさらに進めるとともに、筑波大学につきましても、第二学群及び芸術専門学群を増設するほか、大学院を設置し、大学附属病院の設置準備を進めるなど本格的な整備を図ることといたしました。

も、共通学力検査等について引き続き調査を進めることといたしております。

次に、大学院の拡充整備につきましても、東京工業大学に新しい構想に基づく学部から独立の研究科を新設したほか、研究科の新設、専攻の増設等により、七百三十人の入学定員増を行うことといたしました。

医学教育の拡充につきましては、四十九年度に国立医学教育機関創設準備費を計上した五校のうち、準備状況等を考慮して富山医科大学及び島根医科大学の二校の創設を行うこととし、他の三校については引き続き創設準備を進めることとしたほか、徳島大学歯学部創設準備を継続することといたしております。さらに、医学教育機関三校の創設準備調査と琉球大学医学部の設置調査を行うとともに、大学附属病院・歯学部等の設置に関する調査も行うことといたしております。また、千葉大学に四年制の看護学部を創設するとともに、弘前大学、京都大学及び鳥取大学の三大学に医療技術短期大学部を創設することといたしました。なお、大学附属病院につきましても、新設の医科大学等の附属病院の創設準備を開始するとともに、既設の大学附属病院の整備充実についても配慮をいたしております。

次に、教員養成の改善充実につきましては、前述の教員大学院大学の創設準備を進めるほか、国立大学の教員養成学部について、小学校教員、幼稚園教員、特殊教育教員及び養護教員を養成する課程の新設、拡充を図るとともに、附属養護学校等を新設、整備する等その充実を図っております。

国立学校の整備充実につきましては、これらの諸施策のほか、高等教育の機会増大に対する社会的要請にこたえて、学科、課程の新設、改組と入学定員の改定を行うこととし、前述の学部等の新設による増員を含め、大学学部及び短期大学の入学定員で総数千九百人の増員を行うことといたしました。また、教育研究条件の整備のため、基礎的経費、施設、設備等の充実にも努めるとともに、必要な分野について教職員の増員を図っております。

なお、大学入学者選抜制度の改善につきましても、

す。なお、国立学校の入学料及び検定料につきましては、私立学校との均衡等を勘案し、五十年度に引き上げを実施することとしたしております。

以上の諸施策等に要する国立学校特別会計の予算といたしましては、四十九年度の当初予算と比較して一千五百三十五億円の増の七百四十億円を計上いたしました。その歳入予定額は、一般会計からの受け入れ五千六百十二億、借入金三百七十一億、自己収入その他一千二百五十七億円であり、歳出予定額は、国立学校運営費六千四百十六億、施設整備費一千九十四億となっており、

第三は、学術の振興に関する経費であります。まず、重要基礎研究の推進につきましては、エネルギー開発を進展させるため、核融合研究を格段に充実する等原子力研究の一層の推進を図るとともに、地球をめぐる宇宙環境を解明するため、科学衛星及びロケット観測等を推進することといたしました。また、国立大学の共同利用機関として分子科学研究所を創設することとしたほか、既設の研究所についても計画的に整備を進めることといたしております。

次に、科学研究費につきましては、がん、難病等の生命科学、地震予知を含む災害科学、情報科学、環境科学等に重点を置き、国際共同研究計画の推進経費を含め、総額百七十億円を計上し、その拡充を図りました。

第四は、私学助成と育英奨学事業の拡充に関する経費であります。

私立学校の助成につきましては、まず、私立大学等の経常費補助について、専任教員及び専任職員員の給与費の拡充と教員経費及び学生経費の物件費の充実を図り、四十九年度に対し五七・四%に当たる大幅な増額を行って、一千七億円を計上いたしました。なお、その内容として、私学の教育研究の質的向上に資するための特別な助成の方法を取り入れることといたしております。

また、新たに、高等学校以下の学校法人立の学校についても、国庫補助を行うことといたしました。

日本私学振興財団の貸付事業につきましては、政府出資金十億円を計上するとともに、後述の私大奨学事業も含め財政投融資資金からの借入金三百四十五億円を計上し、自己調達資金を合わせて四十九年度に対して七十五億円の四百五十五億円の貸付額を予定いたしました。

このほか、私立学校教職員共済組合補助につきましては、四十九年度に引き続き、長期給付の改善を図るための補助の拡大を行うことといたしました。

次に、育英奨学事業の拡充につきましては、日本育英会貸付金のうち大学院の人員及び貸与月額増、私立大学特別貸与奨学生の人月増、私立高校人員の別枠設定及び私立学校の貸与月額増等を行うこととし、このための貸付金の増額を図ったほか、私立大学を設置する学校法人が当該大学の学生を対象として行う奨学事業に対して、国が日本私学振興財団を通じて財政投融資資金を融資する私大奨学事業の援助についても、さらにその規模を拡大してまいることといたしました。

第五は、社会教育と体育・スポーツの振興に関する経費であります。

まず、社会教育の振興につきましては、社会教育の指導者層の充実を図るため、四十九年度に新設した社会教育主事の給与費補助について員数及び単価の引き上げを行うとともに、社会教育指導員の設置費補助についても単価の引き上げを行うことといたしました。

公立の社会教育施設につきましては、公民館、図書館、博物館、青年の家及び少年自然の家等の補助単価の引き上げを行うことといたしました。

また、青少年のための国立の施設につきましては、国立青年の家の整備を進めるとともに、国立少年自然の家については、高知県室戸市に建設中の第一少年自然の家を五十年年度中に開設することとし、そのほかについても引き続き計画的な設置を進めるための施設費、創設調査等の経費を計上いたしました。また、国立婦人教育会館(仮称)の建設につきましても、本格的な工事に着手することといたしました。

といたしました。

社会教育事業の促進につきましては、高齢者教室、家庭教育相談事業等の事業の拡充を図るほか、新たに乳幼児学級を開設するとともに、特に青少年関係団体を重点に社会教育関係団体補助を増額することといたしました。

次に、体育・スポーツの振興につきましては、社会体育の指導者層の充実を図るため、都道府県にスポーツ担当の社会教育主事を設置し、市町村の求めに応じて派遣できるように、都道府県にその三百人分の給与費の二分の一を補助する経費を新たに計上することといたしました。

体育・スポーツ施設につきましては、引き続き拡充整備を進めるとし、施設建設費の補助単価を引き上げることといたしました。

体育・スポーツの普及奨励につきましては、前述のスポーツ担当主事の他指導者の養成等と合わせて、特に地域住民のための体育・スポーツ振興に意欲的に取り組む市町村を地域住民スポーツ活動振興指定市町村として指定し、援助する事業を拡充するとともに、学校体育施設の地域住民への開放を一層促進することといたしました。

また、青少年の健全な心身の発達、育成を助長するため、全国高等学校総合体育大会の運営費を充実するほか、新たに都道府県単位の中学校体育大会、全国中学生選抜大会等の開催に必要な経費を補助することとするとともに、少年スポーツ教室の開設に必要な経費を補助することといたしました。

第六は、芸術文化の振興と文化財保護の充実に関する経費であります。

まず、芸術文化の振興につきましては、芸術祭三十周年を記念して主催公演を拡充し、さらにアジア民族芸能祭を実施することとしたほか、移動芸術祭、青少年芸術劇場の拡充を行うとともに、子供を対象に成長段階に応じた音楽、舞踊、演劇の巡回公演を行うことも芸術劇場についても拡充することといたしました。また、地方文化施設等

が行う自主事業に対する助成、芸術関係団体に対する助成、芸術家の在外研修及び文化テレビ放送についても拡充を図ることといたしました。

次に、文化財保護の充実につきましては、東大寺金堂の修理等の重要文化財建造物の修理、史跡の保存修理・環境整備、埋蔵文化財の発掘調査等の国宝重要文化財等保存整備補助を重点的に充実するとともに、無形文化財の保護についても、重要無形文化財の保持者に対する特別助成金の増額、伝承者の養成、保存団体等に対する補助金の増額を行うほか、能楽の調査に続いて文楽の保存に関する調査を行うことといたしました。

また、国宝重要文化財等の美術工芸品の国による買い上げを促進するとともに、史跡の保存についても、藤原宮跡等の国による買い上げを継続して実施するほか、地方公共団体による史跡等の買い上げに対する補助の充実を図っております。

地方文化施設等の整備につきましては、文化会館の建設費に対する補助単価を引き上げるとともに、文化財保存施設の整備充実を行うこととしております。

国立の文化施設につきましては、国立国際美術館(仮称)の設立準備をさらに進めるとともに、国立歴史民俗博物館(仮称)の設立準備として新たに基本設計費及び土地購入費を計上することとしたほか、第二国立劇場(仮称)及び演芸資料センター(仮称)の設立についても引き続き調査を進めることといたしております。

なおまた、内外の社会情勢の進展に即応し、長期的観点に立って、新しい見地から日本文化の振興を図るため、文化行政の長期総合計画を策定することとしております。

第七は、教育、学術、文化の国際交流の拡大に関する経費であります。

まず、国際連合大学につきましては、四十九年度に大学本部が東京都内で開設されたことに伴い、事務所の借り上げ、協力会議の開催等に必要経費を計上することといたしました。

次に、留学生の交流につきましては、国費外国

人留学生の給与月額引上げ、留学生宿舎対策の充実強化等留学生に対する世話体制の整備を図るとともに、海外派遣人員を増加し、学生の国際交流を推進することといたしました。

また、学術交流につきましては、日本学術振興会の機能と活動を拡充し、研究者の交流等の国際協力を拡大することとしたほか、国際深海測計計画及び国際磁気圏観測計画に参加する等国際共同研究を推進することといたしました。

さらに、ユネスコを通ずる国際協力につきましては、国際大学院コースの受け入れ等の教育協力のほか、科学協力として新たに東南アジア基礎科学ネットワークに対し資金を拠出することといたしました。このほか、文化交流、海外勤務者子女教育等につきましても引き続きその推進を図ることといたしました。

以上、昭和五十年年度の文部省所管の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(内藤三郎君) お諮りいたします。

お手元に配付してあります昭和五十年年度文部省所管予算案概要補足説明につきましては、説明を省略し、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたしました。御異議ございませんか。

○委員長(内藤三郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいいたします。

以上をもちまして、文教行政の基本施策及び昭和五十年年度文部省関係予算についての説明聴取を終わります。

なお、本件に対する質疑は後日に行いたいと存じます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十八分散会

〔参照〕
昭和五十年年度文部省所管予算概要説明の補足

昭和五十年年度文部省所管予算について文部大臣からその概要を御説明申し上げましたが、これを補足し、お手もとにお配りしております。

「文部省所管昭和五十年年度予算要求額事項別表」により、御説明申し上げたいと存じます。

まず、事項別表の一ページに、昭和五十年年度予算の総額を表にして掲げておきました。

すなわち、一般会計予算額は、二兆四千三百五十九億九千九百九十九万九千九百九十九円、その増加率は、三五・五パーセントとなっております。また、国立学校特別会計予算額は、七千二百三十九億九千九百九十九万九千九百九十九円、その増加率は、二六・九パーセントとなっております。

自己収入等の予算額を加えた文部省所管予算額の純計は、二兆五千六百六十四億八千九百九十九万九千九百九十九円、その増加率は、三五・三パーセントとなっております。このほか、総理府所管予算に九十五億九千九百九十九万九千九百九十九円、これを含めると、昭和五十年年度の文教関係予算の総額は、二兆五千七百五十九億一千七百九十九万九千九百九十九円、その増加率は、二六・九パーセントとなっております。

なお、二ページには、財政投融资計画の表も掲げておりますが、昭和五十年年度の財政投融资計画中文部省関係は、日本私学振興財団貸付金三百四十五億円と国立学校施設整備費三百七十一億円の合計七百一十六億円であります。

続いて、ページを追って主要な事項について御説明申し上げます。

第一は、三ページから始まる「初等中等教育の充実」に関する経費についてであります。

まず、「一、義務教育教職員の定数の充実及び給与の改善等」では、給与費等にかかる義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金として一兆二千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。これは、本年度の当初予算額

に比べ三千六百九十七億八千九百九十九万九千九百九十九円、この増加額の主なものは、文部大臣から御説明申し上げました教職員の給与改善分八百六十六億一千九百九十九万九千九百九十九円に伴う教員定数の増を含め、第四次の教員定数改善五か年計画に基づく定数の増、いわゆる自然増及び特殊学級の増設による教員定数一萬六千二百二十三人の増員に伴う増であり、その他旅費、多学年学級担当手当等の単価の引上げによる増加分等があります。

次に、五ページの「二、義務教育諸学校等の教材整備の推進」では、教材整備十か年計画による充実等を図ることとし、百二十三億六千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。

次に、同ページの「三、義務教育教科書の無償給与及び就学援助の強化」では、五十年前期用教科書から購入価格を三三パーセント引き上げることとして教科書の無償給与費二百七十四億六千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。また、準要保護児童生徒に対する新入学時の援助費の計上等就学援助の強化を図ることとし、百七十二億一千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。

次に、七ページの「四、幼児教育の普及と充実」では、まず、幼稚園就園奨励費について、父兄の経済的負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及に資するため、保育料等の減免額の限度を引き上げるとともに、補助対象を拡大することとし、三十五億二千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。また、公立幼稚園の新増築につきましても、引き続き計画的に進めることとし、施設整備費の補助単価を引き上げ、六十四億六千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。

次に、十ページの「五、道徳教育の充実強化」では、各学校ごとの道徳教育推進校の指定を改め、同一市町村内の小・中学校数校を併せて道徳教育協同推進校を指定することとするともに、指定学校数を拡充することとし、一億一千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしました。

次に、十一ページの「六、特殊教育の振興」では、まず、養護学校の義務制を実施する昭和五十四年度までに都道府県、市町村等の各教育委員会に就学指導委員会を設置させて適正な就学指導を図るため、その設置をさらに推進するのに必要な経費を計上するとともに、重度・重複の心身障害のため通学できない児童生徒に教育を行うための訪問指導員及び盲・聾・養護学校に就学する重度・重複障害の児童生徒の介助を行う職員についても拡充を図り、これに必要な補助金四億四千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。また、特殊学校建物の整備につきましても、補助単価の引上げを図り、九十四億九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。

次に、十七ページの「七、定時制及び通信教育の充実」では、新入学者に対して合宿による修学指導を行う経費を新たに計上するとともに、定時制課程について教科書の給与を三年次生まで拡大し、修学奨励費を二年次生まで拡大する等その充実を図り、四十二億九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。

次に、二十一ページの「八、理科教育及び産業教育の充実」では、高等学校産業教育施設・設備整備費、実習船建造費等を中心に充実を図り、百四十億一千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。

次に、二十五ページの「九、中・高等学校クラブ活動等の振興」では、中学校、高等学校ともに約一億円を増加して、十四億五千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしました。

次に、二十五ページの「十、へき地教育及び同和教育の振興」では、まず、へき地教育につきましても、教員宿舎建築費補助、公立小中学校寄宿舎居住費補助等の施策の充実を図り、四十七億五千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしました。

次に、三十二ページの「十一、学校給食の整備充実」では、まず、最近における物価の上昇に對処し、低廉、良質な学校給食用物資の安定的供給に資するため、新たに日本学校給食会を通じて都道府県学校給食会に学校給食用物資安定供給資金

は、まず、養護学校の義務制を実施する昭和五十四年度までに都道府県、市町村等の各教育委員会に就学指導委員会を設置させて適正な就学指導を図るため、その設置をさらに推進するのに必要な経費を計上するとともに、重度・重複の心身障害のため通学できない児童生徒に教育を行うための訪問指導員及び盲・聾・養護学校に就学する重度・重複障害の児童生徒の介助を行う職員についても拡充を図り、これに必要な補助金四億四千九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。また、特殊学校建物の整備につきましても、補助単価の引上げを図り、九十四億九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。

次に、十七ページの「七、定時制及び通信教育の充実」では、新入学者に対して合宿による修学指導を行う経費を新たに計上するとともに、定時制課程について教科書の給与を三年次生まで拡大し、修学奨励費を二年次生まで拡大する等その充実を図り、四十二億九百九十九万九千九百九十九円を計上いたしております。

を設定する等の経費十二億五千万円を計上することとしたほか、学校給食施設設備の整備については、単独校及び共同調理場の施設、設備の補助単価の引上げを行い、四十億三千三百万円を計上いたしました。また、日本学校給食会に対する学校給食用小麦粉供給事業費補助につきましては、十一億六千万円を計上いたしました。

次に、三十八ページの「十二、公害対策、学校保健、学校安全の改善充実」では、公立学校公営防止工事の経費を増額するとともに、日本学校安全会に対する補助を増額するほか、大気汚染地域及び市街地域の公立小・中学校について引き続き健康増進特別事業及び学校環境緑化事業を推進することとし、八十八億七千四百万円を計上いたしました。

次に、四十一ページの「十三、公立文庫施設の整備」では、二千七十三億五千八百万円を計上いたしました。これは本年度の当初予算額に比べ五百六十三億七千九百万円の増額で、増加率は三七・三パーセントとなっております。その内容としましては、備考欄に掲げてありますように、まず、校舎等建物の増設改築では事業量の全体規模は本年度と同規模としましたが、児童生徒急増地域の小・中学校校舎の新増築事業に力点を置くこととし、建築単価については地方超過負担の解消及び物価上昇分の加算を入れて三一・九パーセントの引上げを行うとともに、小・中学校屋内運動場の補助基準面積の引上げを行うことといたしました。また、負担率については、特別豪雪地帯の小・中学校(本校)の危険建物改築事業について三分の一から三分の二に引き上げることといたしました。なお、児童生徒急増市町村の小・中学校建設用地の確保を促進するため、用地購入費補助について、補助単価及び交付率を引き上げることとしたしております。

次に、四十二ページの「十四、教員の養成確保と研修の充実」では、後述の国立大学教員養成学部の拡充整備を行うとともに、本年度から開始した教員の需給関係に著しい不均衡が生じている都

道府県間の小・中学校教員の人事交流促進のための補助を引き続き行うほか、教員の海外派遣についても引き続き五千人を派遣することとしたしております。

第二は、四十六ページから始まる「高等教育の整備充実と厚生指導の充実等」に関する経費についてであります。

まず、「一、高等教育改革の推進」では、放送大学(仮称)につきまして、新たに教育方法の実験を試行するほか、東北地方の民間放送テレビ四局に実験放送の実施を委託する等実施のための調査をさらに前進させることとし、一億六千七百万円を計上いたしました。また、教員大学院大学につきましては、一校の創設準備と三か所の創設準備調査を行うこととし、技術科大学院(仮称)につきましては、二校の創設準備を行うこととしたしております。筑波大学につきましては、第二学群及び芸術専門学群を増設するほか、大学院を設置するとともに、大学附属病院の創設準備を進めることとし、運営費及び設備費で六十七億八千三百万円を計上したほか、施設整備費で二百四十五億六千二百万円を計上いたしました。

次に、四十九ページの「二、大学院の拡充整備」では、東京工業大学に、新しい構想に基づき学部から独立した総合理工学研究科を新設したほか、研究科の新設、専攻の増設等を行うことにより、七百三十人の入学定員増を行うことといたしました。また、大学院関係経費の増額につきましては、学生当たり積算校費を博士課程で二五パーセント、修士課程で一五パーセント引き上げる等その充実を図りました。

次に、五十一ページの「三、医学教育の拡充」では、本年度に国立医学教育機関の創設準備費を計上した五か所のうち、準備状況等を考慮して富山医科薬科大学及び島根医科大学の二校の創設を行うこととし、高知県、佐賀県、大分県の三か所

については引き続き創設準備を進めることとしたほか、徳島大学歯学部の新設準備を継続することとしたしております。さらに、福井県、山梨県、香川県の三か所について医学教育機関創設準備調査を行うほか、琉球大学医学部の設置調査を行うとともに、大学附属病院・歯学部等の設置に関する調査も行うことといたしました。また、千葉大学に四年制看護学部を創設するとともに、弘前大学、京都大学及び鳥取大学の三大学に医療技術短期大学部を創設することといたしました。なお、公立看護大学等の経常費を新たに補助する等公立の医学関係教育機関に対する助成も強化いたしました。

次に、五十三ページの「四、教員養成の改善充実」では、教員大学院大学の創設準備を進めるほか、国立大学の教員養成学部について、小学校教員、幼稚園教員、特殊教育教員及び養護教員を養成する課程の新設、拡充を図るとともに、附属養護学校等を新設、整備する等その充実を図るとともに、新たに学生の合宿研修を行うための経費を計上いたしました。

次に、五十六ページの「五、国立大学の整備充実等」では、高等教育の機会増大に対する社会的要請にこたえて、十四学科の新設、十五学科の改組と入学定員の改訂を行うこととし、前述の学部等の新設による増員を含め、大学学部で千六百六十人、短期大学で二百四十人、計千九百人の学生増募を行うことといたしました。また、基準的経費につきましては、前述の大学院学生当たり積算校費の引上げのほか、学生当たり積算校費、教官当たり積算校費をそれぞれ一〇パーセント引き上げるとともに、教官研究旅費の充実、設備の充実についても配慮をいたしております。

次に、五十八ページの「六、国立大学附属病院の充実」では、新設の六つの医科大学、医学部の附属病院の創設準備のために必要な要員を配置することとするともに、既設の附属病院につきましても、診療科の新設、看護業務要員及び医療技術職員の増員等を図ることといたしました。

次に、六十ページの「七、国立学校施設設備」では、学生増募に伴う新設整備、築設研究学園都市、既設学部の整備等を含め、本年度に対し二百五十四億五千万円増の一千九十三億七千九百万円を計上いたしました。

次に、六十一ページの「八、公立大学の助成」では、引き続き理科教育設備、研究設備等の補助を行うことといたしました。

次に、六十二ページの「九、育英奨学事業の拡充」では、日本育英会貸付金のうち大学院の人員及び貸与月額の増、私立大学特別貸与奨学生の人員増、私立高校人員の別枠設定及び私立学校の貸与月額の増等を行うこととし、本年度に対し六十三億二千九百万円増の三百二十九億五千四百万円を計上いたしました。また、私大奨学事業の援助につきましては、日本私学振興財団の経営費貸付金に十億円を計上し、その規模を拡大いたしました。

次に、六十五ページの「十、学生の厚生指導の充実」では、学生の保健管理、厚生指導の充実を図るため、本年度に対し十四億六千五百万円のうち十三億八千二百万円を計上いたしました。

第三は、六十六ページから始まる「学術の振興」に関する経費についてであります。まず、「一、重要学術研究の推進」では、宇宙科学の振興のため、科学衛星及びロケット観測を推進するとともに、大型宇宙電波望遠鏡の設置調査を行うこととし、六十五億四千万円を計上し、また、原子力研究の推進のため、核融合研究の実験装置等の経費として十六億九千九百万円を計上するほか、地震予知につきましても引き続き研究を推進することといたしました。また、国立大学共同利用機関として分子科学研究所を創設するとともに、岡崎基礎総合研究所(仮称)の設置調査を行うこととしたほか、既設の大学附置の研究所についても整備充実を図っております。

次に、六十九ページの「二、科学研究費等の拡充」では、科学研究費補助金を本年度に対し二十

八億円増加したほか、国際共同研究の国際深海掘削計画分担金二億六千万円を含めて百七十億六千万円を計上いたしました。

第四は、七十ページから始まる「私学助成の拡充」に関する経費についてであります。

まず、七十ページの「一、私立学校の経常費助成の拡充」では、私立大学等経常費補助について専任教員及び専任職員給与費を本年度補正後単価の一五パーセント引き上げ、新たに諸手当分の経費を計上するとともに、教員経費及び学生経費の物件費を前年度単価の一三パーセント引き上げ、さらに国立学校積算校費単価の二分の一額との差の三分の一を上積みすることとし、本年度当初の六百四十億円に対し五七・四パーセントに当たる三百六十七億七千万円増の一千七億七千万円を計上いたしました。また、新たに私立高等学校等経常費助成費八十億円を計上いたしました。

次に、七十二ページの「二、日本私学振興財団貸付事業の拡充」では、五十年度の私立学校に対する貸付資金として総額四百五十五億円を確保いたしております。その財源としては、政府出資金十億円のほか、財政投融資資金からの借入金三百四十五億円及び自己調達資金百億円を充てることとし、これらによって前述の私立大学等事業も含めて融資対象事業の充実に努むることとしております。

次に、七十五ページの「三、私立大学等設備の充実に」では、三十五億四千八百万円を計上し、私立大学等の新設の学部、学科のうち理工系、医歯薬系に属するものの教育設備及び私立大学の研究設備の補助を行うこととしております。

次に、同ページの「四、私立学校教職員共済組合国庫補助の拡充等」では、私立学校教職員共済組合に対する補助について、長期給付の改善を図ることとし、十九億六千四百万円を計上したほか、日本私学教育研究所等に対する補助を引き続き行うこととしております。

第五は、七十七ページから始まる「社会教育の振興」に関する経費についてであります。

まず、「一、社会教育行政関係職員の充実に」では、社会教育主事の給与費補助について、対象人員を七百五十人から千人に増員するとともに、補助単価を引き上げることとし、十億五千万円を計上したほか、社会教育指導員の設置費補助についても単価の引上げを行うこととしております。

次に、七十九ページの「二、社会教育施設の整備」では、公立の公民館、図書館、博物館、青年の家、少年自然の家及び視聴覚センターに対する補助単価の引上げを行うこととしております。また、国立婦人教育会館（仮称）につきましては、五十年度に管理・情報及び交流棟の工事費として十一億五千七百万円を計上したほか、国庫債務負担行為限度額十一億六百万円を計上いたしました。国立少年自然の家につきましては、第一少年自然の家を五十一年一月開所を目前に工事を進めることとしたほか、第二・第三少年自然の家及び第四少年自然の家についても工事を行うこととし、一か所の創設調査、五か所の一般調査を行うこととし、十億二千六百万円を計上いたしました。

次に、八十二ページの「三、社会教育事業の促進」では、高齢者教室、青少年のための校庭開放事業、家庭教育相談事業及び視聴覚ライブラリー設備の充実に努むたほか、新たに乳幼児学級事業を行うこととしております。なお、社会教育関係団体補助につきましては、青少年関係団体を重点として増額を図っております。

第六は、八十五ページから始まる「体育・スポーツの振興」に関する経費についてであります。

まず、「一、体育・スポーツ施設の整備充実に」では、総合国民体育館の補助単価を引き上げるとともに、水泳プール、国民体育館、国民運動場等の一般日常生活圏域の体育施設及び学校体育施設についても補助単価を引き上げることとし、国立競技場等の施設整備を含めて百二十二億一千百万円を計上いたしました。

次に、八十八ページの「二、スポーツ主事の設置」では、社会体育の指導者層の充実に努むるた

め、スポーツ担当の社会教育主事を都道府県に設置することとし、その初年度として三百人分の給与費の二分の一を補助するために必要な経費二億五千二百万円を計上いたしました。

次に、八十九ページの「三、体育・スポーツの普及奨励」では、国立体育大学の構想につきましても、引き続き調査を進めることとしております。また、青少年スポーツ活動の振興を図るため、新たに都道府県中学校体育大会及び全国中学生選抜大会等の開催に必要な経費を補助することとしたほか、少年スポーツ教室を全国で千教室開設することとし、これに必要な経費の二分の一を補助することとしていたしました。地方のスポーツ振興につきましても、地域住民スポーツ活動振興指定市町村の数を拡大するとともに、学校体育施設開放の事業を拡大することとしております。なお、日本体育協会に対する補助事業として、新たに優秀競技選手の巡回指導を行うこととしていたしました。

第七は、九十四ページから始まる「芸術文化の振興と文化財保護の充実に」に関する経費についてであります。

まず、「一、芸術文化の振興」では、青少年芸術劇場及び子ども芸術劇場の公演種目、公演回数を増加し、芸術祭を充実することとしたほか、芸術家の在外研修等の拡充を図ることとしていたしました。また、第二国立劇場（仮称）等の設立準備を引き続き進めるとともに、地方文化施設の整備費補助について補助単価の引上げを行うこととしていたしました。なお、都道府県の文化活動及び地方文化施設が行う自主事業に対する補助並びに芸術関係団体に対する補助につきましても、その充実に努むっております。

次に、九十九ページの「二、文化財保護の充実に」では、建造物の修理に重点を置いて国宝重要文化財等の保存整備の補助の充実に努み、四十二億八千二百万円を計上するとともに、無形文化財の保護の充実に努むるため、美術工芸品及び史跡等の文化財の公有化を促進するため五

十九億二千四百万円を計上いたしております。また、国立歴史民俗博物館（仮称）の設立準備につきましても、五十年度に新たに基本設計費及び土地購入費を計上し、本格的な準備を進めることとしていたしました。

次に、百三ページの「三、文化行政長期総合計画の策定」では、内外の社会情勢の進展に即応し、長期的観点に立って新しい見地から日本文化の振興を図り、文化の国際交流を促進するため、文化行政の長期総合計画を策定するための経費を計上いたしております。

第八は、百三ページから始まる「教育、学術、文化の国際交流の拡大」に関する経費についてであります。

まず、「一、国際理解の増進」では、前述の教員の海外派遣のほか、外国語教員の海外派遣等による外国語教育の改善、外国人に対する日本語教育の充実に努むることとしております。

次に、百五ページの「二、留学生交流体制の整備充実に」では、日本国際教育協会の事業を拡充し、新たに留学生宿舎確保のための登録予約金制度を採用する等留学生宿舎対策を充実するとともに、国費留学生の給与月額を引き上げる等留学生の世話体制の整備充実に努むることとしたほか、学生の海外派遣についても充実に努むることとし、二十六億九千五百万円を計上いたしました。

次に、百八ページの「三、学術交流体制の整備充実に」では、日本学術振興会の事業を拡充し、研究者の交流を充実するとともに、在外研究員派遣人員の増等を図ることとし、五十億三千八百万円を計上いたしました。

次に、百十二ページの「四、南極地域観測等国際共同研究事業の推進」では、南極観測事業の観測経費の増加を図るとともに、国際共同研究として新たに国際磁気圏観測計画及び国際深海掘削計画に参加するほか、太陽地球環境国際観測計画等についても、引き続き共同研究を推進することとしております。

次に、百十三ページの「五、ユネスコ活動等

際協力力の推進」では、アジア・アフリカ諸国への二国間の教育協力につきまして、引き続き教育指導者の招致と理科教育器材の供与等を行うとともに、ユネスコを通ずる国際協力につきましても、開発途上国の農山漁村のための教育協力、国際大学院コース受入れ等の教育協力のほか、新たに東南アジア基礎科学ネットワークへの拠出金を計上いたしました。

次に、百十七ページの「六、芸術・スポーツ交流の推進」では、芸術祭三十周年を記念して芸術祭の公演事業の一環としてアジア民族芸術祭を開催するほか、従来の諸施策を継続することといたしております。

次に、百十八ページの「七、国際連合大学への協力」では、本年度に大学本部が東京都内で開設されたことに伴い、事務所の借上げ、協力会議の開催等に必要経費を計上いたしました。

次に、同ページの「八、海外勤務者子女教育の充実」では、研究協力校を増加するとともに、帰国子女教育のための学級をさらに二校新設することといたしました。

最後に、百二十一ページからの総理府に一括計上されております「沖繩」に関する経費についてであります。この経費は沖繩県における教育の振興を図るための施設の整備に必要な経費で、五十年度は、本年度に対し二十八億八千九百万円を増加し、九十五億九百万円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。

一月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、大幅な私学助成等に関する請願(第一三三号)
- 一、人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別措置の立法化等に関する請願(第七四号)
- 一、公立高等学校新設について義務教育諸学校に準ずる国庫補助に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第八〇号)(第八一号)

(第八二号)(第八三号)

一、大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願(第八四号)

一、給食費の父母負担、地方自治体負担軽減のため国の補助の大幅増減に関する請願(第八五号)

一、幼稚園教育の普及振興のための諸制度の改善充実に関する請願(第一一六号)

一、私学助成制度の確立に関する請願(第一一七号)

第一三三号 昭和四十九年十二月二十七日受理
大幅な私学助成に関する請願(二通)

請願者 大阪市新市西野二三七ノ一桃山学院大学教員組合内 岡崎守男外三千七百名

紹介議員 片山 甚一君

今日の私学危機を打開し、真に私学の自主的、民主的発展を図るため、次の事項を速やかに実現されたい。

- 一、私立大学学生の学費負担の軽減を図るため、授業料に対する大幅な補助を実現すること。
- 二、奨学金の国・公・私立間の差別を解消し、奨学金の増額及び適用範囲の拡大を図ること。
- 三、一般経常費助成を抜本的に改善すること。
- 四、私立大学教職員の人件費に対する大幅助成を行うこと。
- 五、私立大学の研究・教育条件を充実するための大幅助成を行うこと。
- 六、私立大学が教員を現行より増員した場合、それに必要な助成を行うこと。
- 七、国庫助成の適正と民主的配分を保障する私学助成制度を確立すること。

理由

私学の学費は年々大幅に上がり、父母にとつたえ難いものとなっており、また、教育、研究諸条件の改善も重大な困難に直面しているが、これらの重要な原因は、国の私学助成金が私学のさしせまった状況を打開するには余りにも少額であること

と助成政策の基本が教育、研究優先の原則に立っていないことにある。なお、教育諸条件の整備は、教育基本法に示されているように国家が責任を負うべきものである。

第七四号 昭和五十年一月十四日受理

人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別措置の立法化等に関する請願

請願者 大阪府高槻市大畑町二ノ一ノ二

三ノ八 大船孝弘

紹介議員 橋本 敦君

一、人口急増都市に対する教育施設整備に関する特別措置の立法化

1 学校建設の実施事業費(実際に必要な用地取得費及び建築費)に対して国庫補助を八割行うこと。

2 学校建設には、幼稚園、小学校、中学校を含めること。

二、過去五箇年間にわたって累積された教育施設整備に要した超過負担を本年度中に予算化して交付すること。

第七七号 昭和五十年一月十四日受理

公立高等学校新設について義務教育諸学校に準ずる国庫補助に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上九

二七ノ一 長谷川みどり外四百二十名

紹介議員 岩間 正男君

公立高校新設に対して「義務教育諸学校に準ずる国庫補助制度」を創設されたい。

理由

埼玉県内の高校進学率は、九十三・一パーセント(四十九年度)に達しており、本県では、すべての青少年に差別のない高校教育をめざして、通学区の縮小、私学への公費助成、高校増設等に取り組んできたが、人口の激増に加え、地価の暴騰、異常な資材の値上がりで、高校増設計画の遂行が

危ぶまれている。

第七八号 昭和五十年一月十四日受理

公立高等学校新設について義務教育諸学校に準ずる国庫補助に関する請願

請願者 埼玉県草加市塚越三ノ二六ノ一二

原智栄子外四百八十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第七九号 昭和五十年一月十四日受理

公立高等学校新設について義務教育諸学校に準ずる国庫補助に関する請願

請願者 埼玉県草加市草加二ノ一五ノ一一

磯田光一外四百七十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第八〇号 昭和五十年一月十四日受理

公立高等学校新設について義務教育諸学校に準ずる国庫補助に関する請願

請願者 埼玉県入間市黒須一ノ二一ノ一

八一一 南川加津子外四百七十八名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第八一号 昭和五十年一月十四日受理

公立高等学校新設について義務教育諸学校に準ずる国庫補助に関する請願

請願者 東京都葛飾区東金町三ノ一二ノ一

一 田辺希代子外四百六十五名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第八二号 昭和五十年一月十四日受理

公立高等学校新設について義務教育諸学校に準ずる国庫補助に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸三ノ一

○ノ七 渡辺たけ外千四百十一名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第八三号 昭和五十年一月十四日受理
公立高等学校新設について義務教育諸学校に準ずる国庫補助に関する請願
請願者 埼玉県秩父市大字久那八九〇 斎藤友男外五百名
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第七七号と同じである。
第八四号 昭和五十年一月十四日受理
大幅な私学助成及び民主的私学助成法の制定に関する請願
請願者 京都市東山区高台寺餅屋町 鶴野良枝外九百七十五名
紹介議員 河田 賢治君

今日の私学危機を打開し、真の私学の自主的、民主的発展をはかるため、次の事項を速やかに実現されたい。
一、来年度予想される授業料値上げをやめさせ、これに代わる財源を国庫より助成すること。また、七十二通常国会における「人確法」附帯決議に基づく私学の教職員給与改善に必要な財源の措置を行なうこと。
二、大幅公費助成と民主的な私学助成制度を確立すること。

理由
私学の学費は年々大幅に上がり、父母にとつたえ難いものとなり、また、教育、研究諸条件の改善も重大な困難に直面しているが、これらの重要な原因は、国の私学助成金が私学のさしせまった状況を打開するには余りにも少額であることと助成政策の基本が教育、研究優先の原則に立っていないことにある。なお、教育諸条件の整備拡充は、教育基本法に示されているように国家が責任を負うべきである。

第八五号 昭和五十年一月十四日受理
給食費の父母負担、地方自治体負担軽減のため国庫補助の大幅増額に関する請願
請願者 京都市左京区岡崎徳成町七 富永正外十九名
紹介議員 河田 賢治君

もともと憲法では「義務教育は、これを無償とする」と定めており、学校給食が義務教育の目的を實現するために実施されている以上、本来給食費は全額公費負担にすべきものである。さしあたり今回の牛乳代の値上げ分だけでも公費負担とするなど学校給食の改善を図るための積極的な施策を講ずるよう次の事項を要望する。
一、憲法第二十六条「義務教育は無償」の建前から、現行学校給食法第六条を改正し保護者負担をなくすこと。
二、学校給食施設設備の国庫補助を現行二分の一から三分の二に引上げること。
三、給食関係職員、調理員の配分を十分に財源措置を講ずること。
四、小麦粉・牛乳等の全国的な供給体制の確立と国庫補助の大幅増額をすること。
五、学校給食運営費を地方交付税に算入すること。
六、当面、値上げ分については全額国庫で負担すること。

理由
相次ぐ物価の狂騰によって、国民の生活は深刻な不安にさらされている。中でも学校給食は、牛乳代値上げや副食材料の値上げによって、給食代の父母負担が一層増大し、児童の健全な成長と学校教育の発展は重大な危機に直面している。

第一一六号 昭和五十年一月十六日受理
幼稚園教育の普及振興のための諸制度の改善充実に関する請願
請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議會議長 平松幹章
紹介議員 加藤 武徳君

幼稚園教育の充実のために、次の事項の實現を図られたい。
一、幼稚園教職員の給与について、国庫補助制度の早期確立を図ること。
二、幼稚園園舎整備費補助率を二分の一（人口急増地域については三分の二）に引き上げること。
三、幼稚園就園奨励費補助率を二分の一に引き上げること。
第一一七号 昭和五十年一月十六日受理
私学助成制度の確立に関する請願
請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議會議長 平松幹章

私立学校の経営安定と父兄負担の軽減を図るため、高等学校以下の私立学校に対する国庫補助制度を創設するなど、総合的な私学助成制度を早急に確立されたい。
二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項の表千葉大学の項中「薬学部」を「薬学部」に改め、同表中「看護学部」に改め、同表中

富山県	文理学部 教育学部 経済学部 薬学部 工学部	を	富山県	富山大学 富山医科大学	富山県	文理学部 教育学部 経済学部 工学部 薬学部
富山県	文理学部 教育学部 経済学部 薬学部 工学部	を	富山県	富山医科大学	富山県	文理学部 教育学部 経済学部 工学部 薬学部
富山県	文理学部 教育学部 経済学部 薬学部 工学部	を	富山県	富山医科大学	富山県	文理学部 教育学部 経済学部 工学部 薬学部

第三條の三第二項の表中小樽商科大学短期大学部の項の次に次のように加える。
弘前大学医療技術短期大学部
青森県
弘前大学

第三条の三第二項の表中

京都大学医療技術短期大学部	京都府	京都大学
京都工芸繊維大学工業短期大学部	京都府	京都工芸繊維大学

短期大学の項の次に次のように加える。

鳥取大学医療技術短期大学部

鳥取県

鳥取大学

第九条の二第二項中「行ない」を「行い」に改め、同項の表中国立極地研究所の項の次に次のように加える。

分子科学研究所

愛知県

分子の構造、機能等に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表富山大学の項の改正規定のうち富山医科薬科大学の医学部に係る部分及び鳥根大学の項の改正規定は昭和五十年十月一日から、同表富山大学の項の改正規定のうち富山大学に係る部分及び富山医科薬科大学の薬学部に係る部分並びに次項の規定は昭和五十一年四月一日から、附則第三項の規定は昭和五十四年四月一日から施行する。

(富山大学の薬学部の存続に関する経過措置等)

2 富山大学の薬学部は、この法律による改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年三月三十一日まで存続するものとする。

3 昭和五十四年三月三十一日に富山大学の薬学部に在学する者は、同大学を卒業するため必要であった課程の履修を引き続き富山医科薬科大学の薬学部において行うものとし、同大学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における課程の履修その他当該学生の教育に關し必要な事項は、同大学の定めるところによる。

京都工芸繊維大学

に改め、同表中和歌山大学経済

二月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校給食に対する国庫補助の大幅引上げに関する請願(第一六三三号)

一、勉強についていけない子をなくすための請願(第一六四四号)

一、私立幼稚園教育振興に関する請願(第一六七七号)

一、私立学校に対する国庫補助金の大幅増額に関する請願(第一七三三号)(第一七四四号)

一、日本フィルハーモニー交響楽団への助成金に関する請願(第一七五五号)(第一八七七号)(第一八八号)(第二〇一七号)

一、私学助成法制定促進に関する請願(第二〇〇号)

一、学校給食法改正及び学校給食費国庫補助の増額に関する請願(第二三四号)(第二三五号)

一、「私立学校振興助成法」制定に関する請願(第二四四号)

第一六三三号 昭和五十年一月二十四日受理

学校給食に対する国庫補助の大幅引上げに関する請願

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六ノ一

三ホワイトビル内日本母親大会連

絡会内 栞井とめを外百八十五名

紹介議員 喜屋武眞榮君

理由 一年間に世界最高の物価上昇率を示したわが国は

狂乱物価となり、政府主導型の大福公共料金の値

上げが次々に決定され、家計は大きな苦しみを負

い、学科給食費の負担も著しく加重となつてい

る。

第一六四四号 昭和五十年一月二十四日受理

勉強についていけない子をなくすための請願

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六ノ一

三ホワイトビル内日本母親大会連

絡会内 栞井とめを外百八十五名

紹介議員 喜屋武眞榮君

理由 現在の教科書に対する批判に聞き入

れ、どの子にもよくわかる教科書にすること。

二、検定の際、学問、教育上の見地を大切に、

三、教科書の採択は、現場の教師に任せるようにすること。

四、一学級の子どもの数を三十名を限度とし、先生の数を増やすこと。

理由 全国教育所連盟が、「日本の中小教育の約五割の子どもは授業についていけない」と発表して、親たちにショックを与えたが、その状態は年々ひどくなってきている。原因の一つは、やたらに分量の多い、しかも断片的な知識の詰め込みのような教科書にあることがわかった。どの子どもも手順をふんだ筋道だった教え方で、じっくり時間をかければほとんどの子がわかるのである。また、一学級四十五名という詰め込みでは、先生の目も行

きとどかない。

第一六七号 昭和五十年一月二十五日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 秋田市中島東四ノ七ノ四八秋田南

幼稚園内 山崎拓治外千五十一名

紹介議員 山崎 五郎君

理由 私立幼稚園教育の振興と教育費保護者負担の公私

格差是正のため、次の措置を講ぜられたい。

一、学校法人立以外の幼稚園を含めて、すべての

私立幼稚園に補助されるよう、具体的な措置を

講じて、「私立学校振興助成法」を速やかに制

定し、それに必要な昭和五十年年度予算を実現す

ること。

二、私立幼稚園保護者に対する就園奨励費支給額

の大幅増額と、所得制限の撤廃を期して、昭和

五十年年度予算を実現すること。

理由

一、幼稚園教育は、私立の努力に多く負い、現

在、施設総数の六十パーセント、園児数の七十

六パーセントに及ぶ百六十九万余人を私立が担

当している。

二、保護者負担を主に国運営をしてきたが、物価

の上昇・人件費の大幅引き上げ等、諸経費がか

さみ、公立との格差がひらき、保護者にこれ以

上負担をかけるのも難しい。

第一七三三号 昭和五十年一月二十五日受理

私立学校に対する国庫補助金の大幅増額に関する

請願

請願者 東京都西多摩郡日の出町平井一、

一九〇 森田六郎外四百五十名

紹介議員 小巻 敏雄君

理由 次の諸点を十二分に配慮し、かつて有名無実

に終わった「私学等経営費助成五箇年計画」のてつを

踏むことなく、今回の三箇年計画を完全実施する

よう強く要望する。

一、五十年年度予算予算概算要求は、この狂乱物

価と金融引締めのためだけに、私学が存立し得

ない。

きとどかない。

第一六七号 昭和五十年一月二十五日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 秋田市中島東四ノ七ノ四八秋田南

幼稚園内 山崎拓治外千五十一名

る最低の必要条件であることを十分認識し、そのまま全額承認すること。

二、現在のところ、助成額の算定基準が不明確であるが、私どもの主張どおりこれを国立学校の標準教育経費に準拠するようにすること。

三、高校以下の私立学校に対する初年度計上助成額は、その総経費のわずか三・五パーセントにすぎないが、次年度においては少なくとも十五パーセント、最終年度には二十五パーセントを必ず達成するとともに、地方自治体からも各年度これと同額の助成金が支出できるように、財政上適切な措置を講ずること。

四、毎年の物価上昇がその年度の助成額（特に人件費に対する）に直ちに反映するように、物価指数又は人事院勧告など一定の基準に則して積算補正されるルールを確立すること。

五、以上の私学に対する包括的助成方策を制度的に保証する意味で、一日も早くこれが立法化を図ること。

理由 昨今の物価高騰と金融引締めにより、私立学校はその存立にかかわる重大な財政的危機に直面し、国庫助成の増額は極めて緊急を要する問題となっている。今回文部省五十年年度予算概算要求のなかに不十分なが、私学助成三箇年計画の初年度分として、その一部が取り入れられたことについては私どももこれを評価している。

第一七四号 昭和五十年一月二十五日受理
私立学校に対する国庫補助金の大幅増額に関する請願
請願者 東京都小平市小川町一ノ八三〇学校法人白梅学園理事長 樋口愛子 外四百五十名
紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一七三号と同じである。
第一七五号 昭和五十年一月二十五日受理
日本フィルハーモニー交響楽団への助成金に関する請願

請願者 川崎市中原区井田二四四 佐藤哲也 外二百三十名
紹介議員 木島 則夫君

日本フィルハーモニー交響楽団に対する国の十分な助成が可及的速やかに行われるよう、その予算化を図りたい。
理由 交響楽団の正常な運営には年間数億円を要する。自主運営による日本フィルハーモニー交響楽団は、現在まで、楽員の犠牲的な献身と音楽愛好市民の支援によって、経済的な困難にもめげず演奏活動を続けてきたが、これを更に発展させるためには、国の助成が不可欠である。

第一八七号 昭和五十年一月二十七日受理
日本フィルハーモニー交響楽団への助成金に関する請願（二通）
請願者 東京都町田市高坂四〇四 清水智恵子 外四百六十一名
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。
第一八八号 昭和五十年一月二十七日受理
日本フィルハーモニー交響楽団への助成金に関する請願
請願者 川崎市中原区井田二四四 佐藤桂子 外二百三十名
紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。
第二〇一号 昭和五十年一月二十八日受理
日本フィルハーモニー交響楽団への助成金に関する請願
請願者 神戸市兵庫区会下山町三ノ八二 川田彰子 外二百二十九名
紹介議員 木島 則夫君

第二〇〇号 昭和五十年一月二十八日受理
私学助成法制定促進に関する請願
請願者 東京都国分寺市本町四ノ一六ノ九 南波栄吉 外九百九十九名
紹介議員 久保 亘君

次の事項を骨子とする私立学校助成法を早急に制定されたい。
一、私立学校（大学・短期大学及び高校）における教育・研究条件を充実し、学生父兄の過大な負担を取り除くため、私立学校に対する人件費を含む経常経費助成の大幅拡充を実現すること。

二、助成にあたり私立学校の学問の自由と運営の自主性を尊重し、公正な配分を保障するための制度を確定すること。

第二三四号 昭和五十年一月三十日受理
学校給食法改正及び学校給食費国庫補助の増額に関する請願
請願者 滋賀県大津市藤川三ノ二九ノ六 住吉達男 外二千二十二名
紹介議員 小巻 敏雄君

学校給食の窮状を直ちに解決するため、次のような抜本的対策をとりたい。
一、学校給食費の受益者負担の原則を改め、国の補助を明確にするよう学校給食法を改正すること。

二、さしあたり緊急に、牛乳、小麦粉についての国の補助を大幅に増額すること。
三、子どもたちがよろこんで食べるように、量・質をよくすること。そのために、専任の栄養士、事務職員等を配置し、調理員の身分保障、給与改善等を自治体任せにせず、国が責任をもつて措置すること。

第二三五号 昭和五十年一月三十日受理
学校給食法改正及び学校給食費国庫補助の増額に関する請願
請願者 京都市東山区福福柿本町二〇 藤

田美枝 外千七百六十九名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二四四号 昭和五十年一月三十日受理
「私立学校振興助成法」制定に関する請願
請願者 東京都杉並区善福寺一ノ一八ノ二〇 多田基外 二百四十四名
紹介議員 温木 三郎君

わが国学校教育に占める私立学校の重要性にかんがみ、国民平等、教育の機会均等の趣旨にのっとり、国公立学校間の教育条件と学費負担の較差は正及び私立学校の振興を目的とする「私立学校振興助成法（仮称）」を速やかに制定されたい。

二月十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、学校給食法改正及び学校給食費国庫補助の増額に関する請願（第二五〇号）
一、私学の学費値上げ反対・私学への大幅な国庫助成に関する請願（第二七七号）
一、学校給食の充実と保護者負担の軽減に関する請願（第三〇五号）（第三三九号）
一、私立幼稚園教育振興に関する請願（第三二七号）
一、日本フィルハーモニー交響楽団への助成金に関する請願（第三四七号）
一、専修学校制度の成立に関する請願（第三六二号）

第二五〇号 昭和五十年一月三十一日受理
学校給食法改正及び学校給食費国庫補助の増額に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡淀江町大字西原 吉田和子 外二百九十一名
紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。
第二七七号 昭和五十年二月一日受理

第六部 参議院文教委員会会議録第二号 昭和五十年二月十八日【参議院】

一

私学の学費値上げ反対・私学への大幅な国庫助成に関する請願

請願者 東京都武蔵野市西久保三ノ一〇ノ三ノ四〇三 西肇外千五百八十九名

紹介議員 加藤 進君

一、私学の学費値上げを抑え、学問研究の機能を充実させるために、私学への国庫助成を大幅に増加するよう次の措置を実現されたい。

1 来年度の学費値上げを抑えるために、助成を緊急に行うこと。

2 私学生への奨学金の増額や授業料補助など、勉学生生活条件のための助成を行うこと。

二、私学への助成を利用した私学運営への介入、干渉を行わないで、国民、教職員、学生の要求にそうよう、公正で民主的な私学への助成制度を確立すること。

理由

私学の学費の大幅な値上げは、多くの私学生の生活をますます苦しいものにするばかりでなく、教育の機会均等すら破壊するものである。一方、私学の財政危機も深刻で、貧困な施設、マスプロ教育、教員不足や低すぎる研究費など大学の機能すら果たし得ない状況である。このような事態になつた根本的な原因が貧困な文教学算、特に安すぎる私学への公費助成にあることは明白である。ところが政府は「受益者負担」の名のもとに更に学費を引き上げようとしており、また、わずかな国庫補助を利用して、私学への介入と統制強化する新たな「私学援助法」の制定までねらつてゐる。

第三〇五号 昭和五十年二月四日受理

学校給食の充実と保護者負担の軽減に関する請願 請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 高橋 稔

紹介議員 羽生 三七君

学校給食の充実と保護者負担の軽減を図るため、速やかに必要な措置を講ずるよう強く要請する。

理由

学校給食は、発育期にある児童、生徒の心身の健全な発達を図り、かつ、国民の食生活の改善に寄与することを目的として実施されており、学校教育の一環としても、欠くことのできない重要な意義をもっているが、最近の物価の高騰は、学校給食にも打撃を与え、保護者負担の増大、あるいは給食内容の低下を招いており、いまやその目的達成を阻害する事態に直面している。

第三三九号 昭和五十年二月五日受理

学校給食の充実と保護者負担の軽減に関する請願 請願者 長野市大字南長野長野県議会議内 岩本忠男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

第三二七号 昭和五十年二月五日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願 請願者 千葉県市川市中山一ノ一四ノ六村 井幼稚園内 星野博子外一万六千三百三十名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第三四七号 昭和五十年二月六日受理

日本フィルハーモニー交響楽団への助成金に関する請願 請願者 川崎市中原区井田二四四 佐藤史郎外二百三十名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第三六二号 昭和五十年二月六日受理

専修学校制度の成立に関する請願(十一通) 請願者 岐阜市元町二ノ二〇学校法人コロソピア文化服装学園内 小川田鶴子外五百四十八名

紹介議員 藤井 丙午君

専修学校制度の成立は、急激に変動する社会に対応する学校教育制度として緊要であるから、国会においてこれが法制化を図られたい。

第七十四回国会文教委員会会議録第一号中正誤

ページ	段行	誤	正
七	三から	やってくれい	やってくれ
一六	三二二	ありませんので	ありませんでは
四	二	同じ	同じ